

「山梨県食の安全・安心推進計画」の推進状況について

○計画期間：平成24～28年度

○推進計画における数値目標に対する推進状況

区分	H24項目数	H25項目数	H26項目数	H27項目数	H28項目数(見込)	H28構成比(%)
目標を達成しているもの	9	10	13	16	18	81.8
目標を達成していないもの	12	12	9	6	4	18.2
取り組みが進んだもの	(9)	(8)	(5)	(4)	(2)	(9.1)
取り組みが進まなかったもの	(3)	(4)	(4)	(2)	(2)	(9.1)
計	21	22	22	22	22	100.0

(注)区分の考え方

目標を達成しているもの：単年度または年平均の実績数値が目標を達成しているもの

目標を達成していないもの(取り組みが進んだもの)：策定時と比べ、実績値が上がっているもの

目標を達成していないもの(取り組みが進まなかったもの)：当該年度の実績値が目標に達していないもの

山梨県食の安全・安心推進計画の目標の達成等の状況

(1) 食品等の安全性の確保に向けた生産者・事業者等の自主的な取り組みの促進と監視指導の徹底

指標項目	関係部署	測定時 (H23) b	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績 a	平成28年度 見込み数値	目標数値 c	達成状況 (見込)	平成27年度実績状況	平成27年度実績の分析	平成28年度の対応	計画の分析・評価と今後の課題
1 エコファーマー認定者数	農業技術課	7,522人	7,529人	7,738人	7,690人	6,833人	5,833人	7,800人 (H26)	△	県地でのエコ農業技術の浸透を促すとともに、果樹産地において割合を高めるまでの取得維持への支援を行った結果、今年度の更新対象者約3800名のうち、約7割が更新申請を行った。	ほとんどの更新認定を受けた部会がある一方、生産者の高齢化やGAPの取組へ移行予定として維持しない部会もあったことから、認定者数は減少した。	引き続き、環境保全型農業の推進に向けて、取組と連携しながら、新規及び更新申請の認定を行っている。	平成25年度までは増減を繰り返したが、以降は、更新認定のずれ込み、農業者の高齢化により認定更新を行わないこと、GAPの取組への移行などにより、減少の見込みとなっている。更新認定の推進のためには、今後、認定手続きの簡略化について検討する必要がある。
2 GAP (農業生産工程管理) の導入産地数	農業技術課	12産地	16産地	20産地	26産地	30産地	34産地	24産地 (H26)	○	4産地において新規に導入 ○導入産地 ・JAとま野果実部会 (シャインマスカット) ・JAフルーツ山梨日川支所 (モモ) ・JAフルーツ山梨後援支所 (モモ) ・共同土木株式会社 (野梨)	各農務事務所において、GAPの導入を希望する農園や営農集団等に対し、GAP導入に向けた指導・支援を行った。また、県全体でGAP推進に向けてのプロジェクト会議や推進会議の開催、指導者研修の実施、GAPの取組作成と配布を行い、GAPの普及啓発に取り組んだ。	引き続き、新規導入産地及び既導入産地の活動支援を行う。	GAPの導入を希望する農園や営農集団等に対し、GAP導入に関する経営補助事業を活用したため、目標値を達成できた。今後は、既導入産地に対する活動支援が課題である。
3 食品等事業者、従事者を対象とした食品衛生講習会等への受講者数	衛生課	延べ49,212人 (H19~23)	10,728人 (H24)	延べ19,544人 (H24~25)	延べ27,439人 (H24~26)	延べ35,774人 (H24~27)	延べ45,000人 (H24~28)	延べ50,000人 (H24~28)	△	衛生行政報告例 (毎年各保健所や関係機関が行った実績を衛生課で集計し、厚生労働省へ報告) 平成27年度実績: 8,335人	就業許可施設数が減少していることや、臨時所備すべき講習会があまりなかったことによると考えられる	引き続き、講習会を実施し、食品衛生の知識の普及を図る	今後、自主衛生管理の意識を高めるためにも、各事業所内で独自の研修会ができるよう人材育成していくことが重要である
4 栄養士、調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会への参加者数	健康増進課	3,492人	3,216人	3,193人	3,333人	4,095人	4,000人	3,800人/年	○	栄養士対象: 44回、808人 調理師対象: 10回、275人 食生活改善推進員対象: 24回、2,445人 その他: 7回、567人	県の施設の内容を踏まえて、研修内容を効果的に実施できる内容として取り組んだ。	引き続き、食の安全に対する理解を深めるため、研修の周知、参加助成を積極的に行う。	食生活改善推進員については、平成24年度に比べて会員数が減少し、さらに、高齢化が進んでいるため、研修会等への大勢の参加は難しい状況になってきている。今後、魅力的、効果的な研修内容を検討していく必要がある。
5 食品衛生監視指導計画に基づく監視率	衛生課	101% (H19~23)	115% (H24)	113% (H24~25)	111% (H24~26)	112% (H24~27)	100% (H24~28)	100%/年 (H24~28)	○	衛生行政報告例 (毎年各保健所や関係機関が行った実績を衛生課で集計し、厚生労働省へ報告) 平成27年度実績: 115% 標準監視件数: 10,971件、監視実績: 12,606件	計画的に実施	引き続き、監視指導等を行っていく	効果的な監視を行うため、引き続き計画に基づいて実施することが重要である
6 人口10万人あたりの食中毒発生者数	衛生課	28人	242.7人	7.3人	34.3人	29.4人	30人	22人/年	△	厚生労働省食中毒統計 (全国の食中毒の状況を随時厚生労働省へ報告し、毎年2月に年統計が出される) 山梨県 (H27年度) 事件数16件、患者数247名 全国※ (H27年) 事件数1,202件、患者数22,718名 ※全国は隔年統計	ノロウイルスによる食中毒患者が半数近くを占めているほか、ウェルシュ菌、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター、植物性自然毒による様々な食中毒の発生がみられた	引き続き、監視指導等を行っていく	年度により発生状況は異なっており、引き続き食中毒予防のための監視指導、講習会の開催、県民への情報提供に努める必要がある
7 学校給食を原因とする食中毒の発生件数	衛生課	0.2件/年 (H19~23)	0件 (H24)	0件 (H24~25)	0件 (H24~26)	0件 (H24~27)	0件 (H24~28)	0件/年 (H24~28)	○	厚生労働省食中毒統計 (全国の食中毒の状況を随時厚生労働省へ報告し、毎年2月に年統計が出される) 山梨県 (H27年度) 事件数0件、患者数0名 全国※ (H27年) 事件数12件、患者数627名 ※全国は隔年統計	発生なし	引き続き、監視指導等を行っていく	発生すると、被害が大きいので、今後も継続して監視指導を行う必要がある
8 特定給食施設等に対する監視・指導の実施率	健康増進課	43.3%	44.1%	47.2%	37.4%	41.2%	50.0%	50% (H28)	○	対象施設数: 588 (学校を除く) 監視・指導施設数: 242 各保健所では指導重点項目を設け、効果的に巡回指導を実施した。 また、栄養管理報告書の経年の取りまとめなどを行い、情報提供を行った。	各保健所においては、個別指導巡回の対象とする施設は年度当初に計画を立てて対応している。実施率は目標値を下回ったが、施設種別ごとに行う研修会 (集団指導) 等で情報の提供を行うなどして対応した。	引き続き、各保健所の栄養指導員、食品衛生監視員の配置状況が異なるなかで、効果的な指導が行えるよう、指導方法、内容を精査して実施していく。	給食施設の指導には、個別 (巡回) と集団 (研修会等) があり、広く周知すべきものは集団で対応するなどしているため、指導の実施率として数値に表わしにくい。効果的かつ計画的に指導を実施することが必要である。
9 残留農薬の収去検査結果の不適合件数	衛生課	0件/年 (H19~23)	0件 (H24)	0件 (H24~25)	0件 (H24~26)	0件 (H24~27)	0件 (H24~28)	0件/年 (H24~28)	○	衛生行政報告例 (毎年各保健所や関係機関が行った実績を衛生課で集計し、厚生労働省へ報告) 平成27年度検査件数: 155件	違反なし	引き続き、検査を実施する	違反品の流通がないよう検査を継続する必要がある
10 残留動物用医薬品の収去検査結果の不適合件数	衛生課	0件/年 (H19~23)	0件 (H24)	0件 (H24~25)	0件 (H24~26)	0件 (H24~27)	0件 (H24~28)	0件/年 (H24~28)	○	衛生行政報告例 (毎年各保健所や関係機関が行った実績を衛生課で集計し、厚生労働省へ報告) 平成27年度検査件数: 116件	違反なし	引き続き、検査を実施する	違反品の流通がないよう検査を継続する必要がある
11 残留農薬調査の実施検体数	農業技術課	30検体/年	30検体	30検体	30検体	30検体	30検体	30検体/年	○	県では、防除目的以外の農作物への農薬飛散防止対策指導を、JAグループと連携して実施しており、その効果を検証するため、主要な品目30検体において残留農薬分析を実施。	農薬の適正使用が徹底され、飛散防止の防除体系が確立されていることが確認できた。	引き続き検査を実施する。	・ほぼ計画通りに実施できているが、作物の生育状況等によって必要発生した。 ・農薬の使用量の調査数値が順次行われているため、今後も残留農薬基準値超過の発生を防止するため、本検査を継続していくとともに、農薬使用者への周知・指導を徹底していく必要がある。

達成状況の凡例
○: 目標を達成しているもの
△: 目標を達成していないが、取り組みが進んだもの
△: 目標を達成していないもの

(2) 食品等の信頼性の確保に向けた食品表示の一層の適正化及び情報提供の促進

指標項目	関係部署	予定時 0(23) b	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績 a	平成28年度 見込み数	目標数値 c	達成状況 (見込)	平成27年度実施状況	平成27年度実績の分析	平成28年度の対応	計画の分析・評価と今後の課題	
12	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の広域的店舗の割合	消費生活安全課	90.1%	93.3%	96.5%	98.9%	100.0%	100.0%	95%以上(0(28))	○	食品表示合同調査を年4回実施(6・9・12・2月)＜食品適正表示実施率＞第1回:100%、第2回:100%、第3回:100%、第4回:100%＜調査施設数、調査品目数＞調査施設数:92施設、調査品目数:47,165品目	合同調査は、年4回実施しており、各店舗の食品表示への関心が高まり、適正表示の実施がされていると考えられる。	広域食品表示合同調査における適正表示実施指導を継続する。	適正食品表示実施率が100%となり、広域的店舗においては、適正食品表示がなされている。また、継続して調査するとともに、広域的店舗に加え、地域店舗への食品表示の周知、調査の強化を図る必要がある。
13	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の地域店舗の割合	消費生活安全課	77.6%	78.3%	77.7%	78.6%	76.0%	80.0%	85%以上(0(28))	△	食品表示合同調査を各地域ごとに実施＜調査施設数、調査品目数＞調査施設数:396施設、不適正表示施設数:95施設、調査品目数:16,455品目、不適正表示品目数:346品目	地域店舗への合同調査は、毎年実施しているもの。まだまだ食品表示への認識不足が見られる。調査を通じて、適正表示の実施がされるよう周知を図る必要がある。	地域食品表示合同調査を継続して行い、適正表示についての店舗の指導を行う。今年度からは、本課と出張機関で連携して調査に取り組む。	5年では目標に届かなかった。地域店舗には小さい店舗等も含まれ、毎年表示の認識不足がみられる。継続的に実施指導し、信頼性確保業務所等と共に、消費生活安全課も連携して調査を実施すると共に、食品表示等の周知方法についても考える必要がある。
14	食品表示に関する説明会への参加者数	消費生活安全課	673人	2,201人(H24)	2,901人(H24~25)	3,687人(H24~26)	4,921人(H24~27)	5,700人(H24~28)	延べ4,000人(H24~28)	○	食品表示に関する説明会の参加者数【1,234人】食品表示ウォッチャー研修会(2回):232人食品表示説明会:247人食品の安全・安心を語る会(2回):155人県政出張講座:234人県民生活センター講座:365人	食品表示法の施行に伴い、食品表示法説明会を開催した。消費者・事業者の関心が高まり、説明会への参加者が増加した。	引き続き、食品表示に関する説明会を行い、消費者・事業者への周知を行う。	食品表示に関しては、関心を持っている人が年々増えてきている。この目標を達成できたと考えられる。現在は、食品表示法の施行期間であり、今後移行するまでは説明会を通じて周知を行っていく必要がある。

(3) 食の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する県民の参加促進

指標項目	関係部署	予定時 0(23) b	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績 a	平成28年度 見込み数	目標数値 c	達成状況 (見込)	平成27年度実施状況	平成27年度実績の分析	平成28年度の対応	計画の分析・評価と今後の課題	
15	広域的店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率	消費生活安全課	-	31.8% 0(24.9~H25.3 参考数値)	46.5%	99.3%	83.2%	80%以上	80%以上(0(28))	○	食品表示合同調査実施時に原産地に関する詳細な情報提供をされているものを確認したものと、単独で原産地情報の提供を行った＜調査品目数＞調査品目数:247品目 国産表示品目数:380品目 国産表示品目数のうち詳細な情報提供表示品目数:316品目	調査品目によって、原産地の詳細な情報提供の実施率に差がある。H27は、18施設の実施品目を実施した。	食品表示合同調査等を通じて、広域的店舗に対する条例の周知を行う。	調査方法については、条例に基づき実施しているが、除外される等の理由で達成できずと把握していないところもいくつかある。それぞれの見方によって差が出るよう、今後の調査を進めていく必要がある。
16	地産地消サポーター登録者数	販売・輸出支援室	1,363人(0(23))	1,426人	1,476人	1,576人	-	1,500人(0(28))	-	登録終了	地産地消サポーターの目標数を達成。地産地消の考えは県民に浸透。	県民全体で地産地消を実施する取り組みを推進。	地産地消を実施するサポーター数は目標を達成。これまでの取り組みにより、「地産地消」に対する県民の認知は進んだものと考えられる。県民全体で地産地消を実施する方策の検討が必要。	
17	食品表示ウォッチャーからの報告件数	消費生活安全課	2,955件	2,697件	2,655件	3,958件	4,908件	4,910件	3,500件/年(0(28))	○	食品表示ウォッチャーの116名のうち109名から4,908件の報告があった。＜報告内容＞調査品目数:1,048件、1~9月:1,355件、10~12月:1,301件、1~3月:1,204件	研修会において報告件数の具体的な目安を示し、報告の書き方等丁寧に説明し、1枚に報告をより多く書いてもらえるよう説明した。	引き続き、研修会において報告件数の具体的な目安を示し、食品表示ウォッチャーの活動の促進を進める。	報告書を見直すことにより、報告件数が増加したのが大きな要因である。今後は、件数に加え報告の中身も充実したものをもらえるよう、より一層研修会をしていく必要がある。
18	学校給食における地産産物の使用割合(食料ベース)	スポーツ健康課	24.3%(0(22))	27.0%	27.0%	25.7%	23.0%	30.0%	30%以上(0(28))	○	学校給食栄養報告書(酒類)(文部科学省調査)による抽出4校による報告数値の実績	大量確保、費用等、地産産物活用を推進するには課題もある中で、取り組みやすい地域や学校とそうでない所がある。また、その年の天候により使用量が多い、少ないが出てくるが、地産産物を利用して学校給食の教育的効果を高めたという意識が向上していき、地産産物活用するための体制作りが進んでいる地域や学校が増えてきている。	市町村教育委員会学校給食担当者対象の説明会、地産産物の活用促進を依頼する。栄養教諭、学校栄養職員対象の研修会において、地産産物活用の教育的効果についての講義の実施と先進的な取り組みを紹介する。	各研修会を通じて、地産産物の活用の推進を図ること、関係機関の向上が期待できる。地域や学校に対し、継続した地産産物の活用体制づくりの構築を促進していく必要がある。
19	リスクコミュニケーションの機会への参加者数	消費生活安全課	870人	1,205人	1,064人	1,104人	1,305人	1,000人以上	1,000人/年(0(28))	○	リスクコミュニケーションの機会に参加している人数【1,305人】食の安全・安心を語る会(2回):155人食育推進シンポジウム:350人食の安全・食育推進大会:200人県政出張講座:234人県民生活センター講座:366人	食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションへの参加者は、毎年増加しており、H27も1,000人を超えることとなった。食品表示や食の安全・安心、食育への関心が増えていると考えられる。	シンポジウムや推進大会などの開催について食の安全・安心、食育に関心のある消費者や事業者へ周知を行う。	計画原定後、計画の周知を始めて、条例・食品表示法、食の安全・食育等さまざまな内容に取組み、県民の参加促進を行ってきた。今後は、リスクコミュニケーション等から周知の周知を行う。より多くの県民に参加してもらえるよう実施していく必要がある。
20	食育推進ボランティアの登録者数	消費生活安全課	5,182人	5,219人	5,147人	5,319人	5,714人	5,600人以上	5,600人(0(28))	○	食育推進ボランティア登録者数【5,714人】県食生活改善推進員連絡協議会、学生、農業関係者などが登録しているが、毎年県食生活改善推進員の人数的減少がある。H27は県食生活改善推進員が減少しているが、学生(卒業生)が卒業後2年間ボランティア活動者として登録されるため増加した。	県食生活改善推進員連絡協議会、学生、農業関係者などが登録しているが、毎年県食生活改善推進員の人数的減少がある。H27は県食生活改善推進員が減少しているが、学生(卒業生)が卒業後2年間ボランティア活動者として登録されるため増加した。	大学や食品関連事業者等に対して積極的に新規登録を働きかける。	県食生活改善推進員は従来から多大な貢献をされてきたが、現在は、数目標も含めて、食生活改善推進員以外の新たな人材、例えば、学生等の新規登録者を増やして、裾野を広げていきたいと考えている。

(4) 食の安全・安心を脅かす新たな問題への迅速かつ適切な対応

指標項目	関係部署	予定時 0(23) b	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績 a	平成28年度 見込み数	目標数値 c	達成状況 (見込)	平成27年度実施状況	平成27年度実績の分析	平成28年度の対応	計画の分析・評価と今後の課題	
21	県民からの食の安全・安心に関する意見提出数	消費生活安全課	-	95件(H24)	95件(H24~25)	95件(H24~26)	95件(H24~27)	95件(H24~28)	延べ26件(H24~28)	○	H27は計画に係るパブリックコメントや諮問の策定等に係る提案がなかった。	H27は計画に係るパブリックコメントや諮問の策定等に係る提案がなかった。	条例の規定に基づき、指図の策定の提案があった場合は、当該提案について検討等を行う。	食の安全・安心推進計画策定時には意見があったが、その後の意見提出がなかった。今後は、件数を今後も目標とするかを検討する必要がある。
22	食品の安全性に関する情報提供件数(県4-14-77(以)数)	消費生活安全課	9,173件	10,426件	21,968件	29,543件	31,065件	31,100件	10,000件/年(0(28))	○	ホームページアクセス数内県民生活安全課ページ:17,923件よくある問い合わせ:7,969件食の安全トップページ:5,173件	H27は、8~3月のアクセス数が4~7月までの月平均約560件の約3倍であった。この要因としては、信頼性表示食品の普及や食品の自主回収等がありアクセス数が増えたのではないかと考えられる。	引き続き食の安全・安心に関する新着・注目情報の提供に努める。	食の安全性に関する情報提供については、迅速に対応できていると考えられる。また、平成25年3月、県報を一元的に「食の安全・安心ポータルサイト」を作ったので、ここのアクセス数を今後増やしていくよう検討する必要がある。